宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画（素案）に関する御意見の要旨と県の考え方

１ 意見募集期間
令和５年１２月２２日（金曜）から令和６年１月２６日（金曜）まで

２ 意見総数
１０名　４７件

３ 御意見の要旨及び県の考え方

番号	該当ページ	該当箇所、項目等	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
1	22P	第2章6（3） DV被害者が相談しなかった理由	①DV支援に携わる民間団体の方の話では、DV被害者が相談しなかった理由として、電話応対する方の専門知識の理解・把握に不足があることや、相談員のスキルに差が見られることがあげられており、被害者自身が相談しても納得がいく対応をしてもらえないため相談することを諦めている現状もあるとのことであった。職場内の異動などもあるため、専門でない方も対応せざるを得ない状況もあるかと思うが、DVの相談は命に関わることでもあるため、より専門的な知識を持った方が迅速かつ的確に判断できる体制であるべきと考える。 ②DV被害者が一時保護所に入る場合、警察を通さないと入所できないという現状にあるようだが、法律でそのような決まりになっているのか。宮崎県の配偶者暴力相談支援センターではその手続きを求められるとのこと。DV被害者が警察に相談しにくい現状もあるし、緊急で助けを求めている状況で正常な判断ができないことも大いに予想される。冷静になり、落ち着いた状況で警察への相談を検討することが良いと思われるが、それができていない現状がある。一時保護所への入所を希望する場合は、警察への届出の有無は必要ないと考えるが、県の見解を教えていただきたい。	①女性相談支援員（令和5年度までは女性相談員）については、勤務年数は支援員によって異なり、長年勤めている方もいれば、短い方もいるような状況であるため、支援員間におけるスキルの差というものはあると思われます。 　支援員のスキルを上げて相談体制を強化することについては、本県としても重要であると考えており、重点目標2には「人材育成・研修による相談体制の充実」を掲げているところです。 　今後、他県の状況等も見つつ、市町村も含めた県内の女性相談支援員向けの研修等の一層の充実について検討していきたいと考えています。 ②法律上、警察を通さないと一時保護所に入所できないという規定はなく、警察を通さずに入所される方もいらっしゃいます。一方で、一時保護所の体制上受け入れが困難な時があることも現状としてあります。 　困難女性支援法の施行に伴い、一時保護に関する国の基準が定められたことから、当該基準を踏まえて、改めて本県における一時保護の要件を見直した上で、お示しできたらと考えております。 　重点目標4において「様々なニーズに対応した一時保護」を掲げているとおり、今後は一時保護が必要ということであれば、可能な限り様々な支援対象者を保護したいと考えています。このため、女性相談所の一時保護所では受け入れられない支援対象者を受け入れることができる民間シェルターとの一時保護委託契約を積極的に締結したいと考えています（成果指標5に掲げているとおり）。
2	34P	第4章－１－基本目標Ⅱ－重点目標2 人材育成・研修による相談体制の充実	支援員の身分保証や、（充分な）研修を受けた相談員の配置が必要であるとともに、責任者は配置転換はせずに、専門家を配置することが重要である。また、非正規職員は配置せず、市町村においても、責任のある職員を配置することが必要である。	職員の処遇改善や異動に関することについては、重要なことであると考えてはいますが、検討には時間がかかるものであるため、対応については今後の課題とさせていただきます。
3	39P	第4章－１－基本目標Ⅰ－重点目標3－具体的取組2 自ら相談することが困難な女性等への対応	民間団体への支援の具体的なものは何か。民間団体は財政的困難を抱え支援しており、財政的な支援が必要。	令和5年度から民間シェルター向けの補助事業を創設するなど、女性支援を充実するための財政的な支援にも取り組んでいるところです。今後も、他県の状況等にも目を向けて、良い取り組みなどを参考としながら、本県の支援について検討していきたいと考えています。
4	その他	女性相談所について	女性相談所に投書箱を設置して、利用された方からのアンケートを記入してもらい、改善してほしい。相談しやすい施設になって欲しい。	計画の第3章の2「支援の基本的な考え方」において、本人の心身の安全・安心に配慮しつつ最大限にその意思を尊重することを示しています。いただいた御意見も踏まえて、支援対象者の意見や意思に添える形を検討して支援に取り組んでいきたいと考えています。

5	9P	第2章2（1） 一時保護者数	R4のDV相談が388件あり、その中で一時保護者数が21名で5%ということであるが、一時保護を希望しても断られるケースがあるのか。また、どのようなケースが断られるのかを周知していただきたい。	番号１－②で回答したとおりではありますが、一時保護所での受入れが困難なケースはあるため、今後、国の基準を踏まえて本県における一時保護の要件を見直した上でお示しできたらと考えております。
6	13P	第2章2（4） 一時保護所退所者の状況	一時保護所退所者の状況において、女性自立支援施設に入寮している数字が過去5年平均で低い状況となっているが、理由を教えていただきたい。	自立を目指す支援対象者については、女性自立支援施設（令和5年度までは女性保護施設）に入所するまでもなく、生活保護の受給や公営住宅への入居などによって自立する支援対象者が多い状況となっています。一方で、困難女性支援法の施行により、女性自立支援施設の役割も変わってくることから、今後、支援調整会議などで関係機関の意見を聴きながら、有効的な活用方法について検討していきたいと考えています（27P記載のとおり）。
7	16P	第2章3 その他の相談機関の現状について	現在、増加傾向にある男性相談者に対応するため、男性の相談窓口や男性の相談支援員の配置、男性の一時保護などについて検討しているのか教えていただきたい。	男性相談者専用の相談窓口の設置等については現在検討していませんが、女性相談支援センター（本県においては配偶者暴力相談支援センターを兼ねている）や宮崎県男女共同参画センターなどに相談に来ていただければ、現在でも相談対応は行っております。また、男性であるということのみをもって一時保護を行わないということもございません（ただし、受け入れが可能かどうかは、その他の状況等にもよります。必ず受け入れるとも言い切れませんので、その点については御留意ください）。
8	17P	第2章4 女性自立支援施設の現状について	宮崎県警が発表しているDV相談件数は毎年増加している。一方で、女性自立施設の入寮が0という状況であるが、どのような理由があるのか教えていただきたい。	番号6で回答しているとおりです。今年の4月からは、女性自立支援施設に変わることから、法の趣旨に沿った有効的な活用方法を検討していきたいと考えています。
9	22P	第2章6（3） DV被害者が相談しなかった理由	相談窓口の周知や啓発で、今までとは違う、誰でも相談できる新しい環境作りが必要ではないか。	困難な問題を抱える女性やDV被害者であれば、相談を受けられるような環境づくりは重要であると考えています。アウトリーチやSNSなどを活用して潜在的な支援対象者を相談窓口に繋げていきたいと考えておりますし、周知啓発方法についても関係機関の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。
10	24P	第3章2① 支援対象者に寄り添った支援	支援対象者に寄り添った支援を誰がするのか。時間外を警察に対応してもらう事が前提なのか。数時間後に来るメールでの返答を待つのか。教えていただきたい。	改正DV防止法の施行により精神的DVも保護命令の対象となることから、女性相談支援センター（本県においては配偶者暴力相談支援センターを兼ねている）においても相談件数の増加は見込まれ、女性相談支援センターのみでは全ての相談に対応することは困難であると考えています。そのため、本計画にあるとおり、支援調整会議を活用しつつ民間団体をはじめとした関係機関と一層の連携強化を図り、支援対象者に寄り添った支援に取り組んでいきたいと考えています。
11	25P	第3章2(2) DV被害者への支援について	相談窓口として、地方や山間部の場合、知り合いや親戚が行政に関わる仕事であることが懸念され相談できない。DVと関係が深い面前DVなどの児童虐待もあるため、民間団体と連携し、迅速な支援に取り組めるよう要望する。内閣府があげているように、DV対策長崎モデルを調査し、宮崎県でも早急に民間団体と連携し、予算をつけていただきたい。	本県においても、民間団体との連携は重要であると考えており、本計画においても示しているところです。また、予算につきましては、令和5年度から民間シェルター向けの補助事業を創設するなど、女性支援を充実するための財政的な支援にも取り組んでいるところです。今後も、他県の状況等にも目を向けて、良い取組などを参考としながら、本県の支援について検討していきたいと考えています。
12	27P	第3章4 支援の体制等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が成立し、令和6年4月1日から施行されることから、身体的ではなく精神的な暴力に苦しむ多くの被害者に支援が必要になると予測できる。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第26条にもあるよう、民間団体との連携について、本県でも早急に実施していただきたい。	番号10で回答したとおり、支援調整会議を活用しつつ民間団体をはじめとした関係機関と一層の連携強化を図っていきたいと考えています。

13	32P	第4章－１－基本目標Ⅰ－重点目標1－具体的取組3 困難な問題を抱える女性等の生活基盤整備のための県民への周知啓発の推進	パープルリボンキャンペーンに参加して、パープル・オレンジ・ホワイトリボンの周知が足りないと感じた。子ども・女性と分けずに、繋がりのある啓発をしていくことは出来ないのか検討していただきたい。	いただいた御意見のとおり、児童虐待とDVは関連性が高いなど、異なる部署間でも連携して周知啓発に取り組んでいくことは重要であると考えています。 重点目標1「困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知や自立して生活できる社会づくりのための教育啓発の推進」で掲げているとおり、県の関連部署や市町村をはじめとした関係機関と連携しつつ取り組んでいきたいと考えています。
14	62P	第5章２－２ 民間団体との連携	①DV被害者をサポートするためには心身の回復、回復後の生活支援、就労支援を行うためのサポート体制が必須であることから、DV支援の専門スキルを持った相談員の配置や二次被害を生じさせないような相談員のスキル向上を図るための研修を要望する。 ②民間団体においては、支援対象者の声や時系列の実績など、事実に基づいた支援を行われているかを検討していただきたいと要望する。	①番号１－①で回答したとおり、市町村も含めた県内の女性相談支援員向けの研修等の一層の充実について検討していきたいと考えています。 ②来年度以降民間団体との連携を強化していく中で、本県の民間団体の取組状況等についても把握していきたいと考えています。そのように民間団体の実態を把握しつつ、県としても民間団体に具体的にどのような役割を期待するのか等を示していきたいと考えています。
15	32P	第4章－１－基本目標Ⅰ－重点目標1－具体的取組3 困難な問題を抱える女性等の生活基盤整備のための県民への周知啓発の推進	24時間無料相談のよりそいホットラインやDVプラスなどを知ってもらうために、市町村HPを利用するなど、周知啓発に力を入れていただきたい。	DV予防や相談先の周知・啓発については重点目標1「困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知や自立して生活できる社会づくりのための教育啓発の推進」で掲げているところです。具体的な周知啓発の取り組みについては、いただいた御意見を踏まえて、今後、県の関連部署や市町村をはじめとした関係機関と連携しつつ取り組んでいきたいと考えています。
16	33P	第4章－１－基本目標Ⅰ－成果指標1 DV被害者等がどこ（だれ）にも相談しなかった割合	パープルリボンキャンペーンを、多くの方に周知するため、教育委員会や自治体にも協力してもらい、更に啓発をしていく必要があるのではないか。	番号15で回答したとおり、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えています。
17	34P	第4章－１－基本目標Ⅱ－重点目標2 人材育成・研修による相談体制の充実	女性相談支援センターにおいて、困難な問題を抱える女性の相談を受けているが、民間団体も相談を受けることができることから、関係機関を含めた県全体で支援体制を検討し、予算をつけることなども検討して欲しい。	番号10で回答したとおり、支援調整会議を活用しつつ民間団体をはじめとした関係機関と一層の連携強化を図っていきたいと考えています。 支援体制の予算につきましては、来年度以降の状況を見つつ、必要に応じて検討していきたいと考えています。
18	59P	第5章1－4 民間団体等	信頼して相談していた担当者の異動などで、相談者が不安になり支援が途切れてしまう可能性も考えられる。（途中引継ぎ等はあると思いますが）、途切れない支援を行う為には専門の支援員の配置を検討していただきたい。	女性相談支援員については、異動することはなく、専門の支援員として支援に取り組んでおります。途切れない支援を行うことはとても重要であると考えておりますので、支援員のスキル向上を図りつつ、支援対象者に寄り添った支援を行うことで、相談者の不安を取り除けるよう努めてまいります。

19	P24 P32 P39	第3章2② 関係機関の連携による充実した支援 第4章－1－基本目標Ⅰ－重点目標1－具体的取組3－③ 第4章－1－基本目標Ⅰ－重点目標3－具体的取組2－①及び②	困難な問題を抱える女性等が自ら相談窓口を訪れることが難しくなっている以上、地域の人たちへの啓発・連携が重要と思われる。敷居を低く、地域の多様な要望に応えられるような易しい出前講座も有効かと思われる。緊急性の高い事例に関して民間、行政、警察等が横断的に事例検討を行い、より良い方向にサポートできる体制を作る必要がある。	周知啓発については、番号12で回答したとおり、いただいた御意見も踏まえながら、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えています。 来年度から支援調整会議を行い、様々な関係機関が連携した支援体制の構築を検討しているところです。いただいた御意見のとおり、緊急性の高い事例や、良い支援事例等、日頃から関係機関で情報共有を行いながら、より良いサポート体制の構築に取り組んでいきたいと考えています。
20	P31	第4章－1－基本目標Ⅰ－重点目標1－具体的取組2－②	配布だけではこころもとない気がする。義務教育のうちに講師を招いて直接話を聞いて学んで欲しい。宮崎市の行っている中学生へのデートDV講座のように、県内の中学生に講座を受けてもらえると着実な学びになると思う。	御意見をいただきました取組につきまして、啓発リーフレット等の作成・配布のみならず、交際相手からの暴力防止講座等についても記載しているところです。 御意見いただきましたとおり、中学生向けの講座等の開催についても支援調整会議等をとおして関係機関に伝えていきたいと考えております。
21	P60	第5章1－5 市町村	DV被害者は経済的にも人間関係的にも全てを捨てて逃げてきている。様々な支援が一貫して着実に受けられるように、被害者を真ん中において、困りごとに応じた支援策を組み合わせて複合的に課題解決を図ることが必要。そのために、包括的なワンステップ型窓口があり、社会サービスを熟知したコーディネーターがいれば、数々の支援策を活かすことができると思う。 被害者支援は一時的なものではない。切れ目のない支援を行うために、コーディネーターは女性相談支援センターの職員や民間支援団体のスタッフで良いと思うが、専門性が求められるので、研修等でのスキルアップは欠かせない。また、質の高いコーディネーターが継続して業務にあたることができるように、給与や継続雇用等に関しては安定して働ける環境整備が必要である。民間支援団体との協働は言うまでもない。 P35の具体的取組には支援スキルの強化が書かれているが、スキルアップした職員が他の部署等に異動することなく専門性を活かして被害者支援に取り組んでいただきたい。	コーディネーターの配置については、現在検討していませんが、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）においてDV被害者の相談を受け、支援調整会議（個別ケース検討会議）などを通して関係機関と連携を図ることでワンストップに近い形で支援に取り組んでいきたいと考えています。 スキルアップや職員の異動については、番号1－①及び番号2で回答しているとおりです。
22	P27	第3章4 支援の体制等	他県の先進事例等の調査研究とあるが、現在東京都のモデル事業において令和3年、令和4年の委託団体全4団体が住民訴訟中であるが、行政としてどのように対応していくのか。	本県においては、現在、女性支援に携わる民間団体に対する委託事業は実施していません。 今後委託事業を実施することがありましたら、事業実施状況や会計処理状況などについて、適正な対応がとられているかしっかりと確認を行いながら事業を進めていきます。

23	P44	第4章－1－基本目標Ⅲ－重点目標4－具体的取組1－③	現在の実数で民間シェルターの充実を図る理由を示していただきたい。女性自立支援施設は使われていない状態であるが。	女性相談支援センターの一時保護所については、例えば携帯電話の使用ができませんが、それを受け入れられない方（どうしても携帯電話がないといやだという支援対象者）や男性のDV被害者で一時保護が必要な方（既に一時保護所に女性の支援対象者が入所している場合、一緒に受け入れることはできない）など、その他、様々な理由により受け入れができないケースがあります。そのような場合に一時保護委託契約を締結している民間シェルターにおいて保護してもらうことがあります。 今後、困難女性支援法の施行により支援の対象者が広がり、様々な問題を抱える支援対象者の一時保護が行われる可能性が出てくる中、多様な民間シェルターと一時保護委託契約を締結しておくことが、一時保護を受ける支援対象者のニーズに応えることに繋がると考えています。 また、女性自立支援施設については、一時保護所を退所した支援対象者が自立に向けて活用できる施設となることから、民間シェルターの充実（一時保護の充実）とは異なる話となります。
24	P50	第4章－1－基本目標Ⅲ－成果指標5	令和4年で21名との実績があるが、現在の5施設の倍の施設が必要となる根拠を教えていただきたい。仮に夜間の一時保護である場合、ホテル等の宿泊施設で保護した上で翌日女性相談支援センターで対応する方が費用対効果は高くなるのではないか。	番号23で回答したとおり、一時保護を必要とする支援対象者のニーズは様々であることから、例えば高齢者に対応できる団体、障がい者に対応できる団体、県南や県北にシェルターを有する団体など、多様な民間シェルターとの一時保護委託契約締結を行いたいと考えています。 夜間の対応については意見として参考とさせていただきます。
25	P55	第4章－1－基本目標Ⅳ－成果指標6	実数では平均3名で令和4年は1名とのことだが、女性自立支援施設が選ばれるような施設に改善できれば良いと考える。	女性自立支援施設につきましては、困難女性支援法の施行により役割も変わってくることから、今後、支援調整会議などで関係機関の意見を聴きながら、有効的な活用方法について検討していきたいと考えています（27P記載のとおり）。
26	P59	第5章－1－4 民間団体等	公金を受け取って活動する団体については、行政が監督し、また電子公告を行うことで活動や会計の透明性を図っていただきたい。	御意見をいただきましたとおり、公金を活用する民間団体に関しては、しっかりと取組状況や会計状況を確認していきたいと考えております。
27	P61	第5章1－6 警察	シェルター内でのトラブルを防げるよう、適宜シェルターの巡回等も行って欲しい。	いただいた御意見につきましては、支援調整会議等を通して警察にも伝えさせていただきます。
28	P2	第1章2 計画策定の趣旨	本計画における支援の対象者にDV被害者でないトランスジェンダーの方が含まれるのかを教えていただきたい。 また、性自認が女性であるトランスジェンダーの方は国の基本方針で配慮するよう記載されている一方で、性自認が男性であるトランスジェンダーの方については、DV被害者を除いて記載がないが、本県計画の支援対象者に含まれるのか。含まれる場合は、その根拠や理由を教えていただきたい。	DV被害者でない性自認が女性であるトランスジェンダーの方も本計画の支援対象となります。 性自認が男性のトランスジェンダーの方につきましては、事例としては少ないかと考えておりますが、仮に相談があった場合は、ケースごとに個別に判断させていただく形になると思われます。

29	P55	第4章－1－基本目標Ⅳ－成果指標6	数値目標として「一時保護された支援対象者の退所後の状況について、「帰宅」以外となっている割合」を100％にするということを掲げることに反対する。 本計画は支援対象者から「帰宅」という選択肢・権利を奪うこととなる。本計画では一時保護制度を使いやすくすることを指向しているが、一方でこのような目標を掲げると、一時保護所に入所すれば帰宅できなくなると思われ、却って円滑な一時保護を損なう懸念がある。 困難を抱える女性の中には、家族に対する誤解等に基づき保護を求めるケース、自宅以外の事由で保護を求めるケースなども容易に想定できる。	御意見いただきましたとおり、帰宅が適当である支援対象者もいることが想定されることから、成果指標6に以下のとおり追記し、本目標についてはあくまで帰宅が適当と思われない支援対象者に限る形とします。 帰宅が適当でない支援対象者の選別についてはこれから検討いたしますが、例えば個別ケース検討会議などによって示された支援方針として、最終的に帰宅以外が挙げられた支援対象者などを考えています。 【追記内容】 「帰宅が適当として判断される支援対象者を除く。」
30	P42	第4章－1－基本目標Ⅲ－重点目標4 様々なニーズに対応した一時保護	一時保護は「DV被害者でない困難な問題を抱える女性」も対象としているのか教えていただきたい。	一時保護の対象者につきましては、基本的には令和6年4月施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（令和5年省令第37号）第1条に基づくことになると考えていますが、同規定にはDV被害者以外の支援対象者も含まれています。
31	P37	第4章－1－基本目標Ⅲ－重点目標3 関係機関における相談体制の充実	性自認が女性であるトランスジェンダーの方への配慮をDV被害への支援に関して求める記載となっているが、これは困難な問題を抱える女性に関しても求めるべきではないか。	いただいた御意見のとおりと考えるため、以下のように修正します。 【修正内容】 P37の現行の4段落目の以下の文を切り離して1つの段落として記載する。 「性自認が女性であるトランスジェンダーの人については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等と連携した支援が必要です。」
32	P48	第4章－1－基本目標Ⅲ－重点目標6 同伴児童等への支援	同伴児童の支援について、児童本人の権利を最優先に考えることを文言として追加し、記載を見直していただきたい。 残念ながら、DV被害者が児童虐待の加害者となる事例が多くある。一時保護の際にDV被害者が動揺し、混乱しているケースも想定されるが、このような場合にはいち早く児童の保護や心理判定等を行い、ケアに繋げるなどの支援が必要となる。 DV被害者のみに過剰な配慮がなされて児童の権利が棄損されぬよう、計画の段階で児童の権利について記載いただきたい。	いただいた御意見のとおりと考えるため、以下のように修正します。 【修正内容】 P48の「課題・支援方針」の3段落目に以下の文言を追記。 「児童相談所などと連携して、児童福祉の視点から保護や支援が必要になるかなど、支援対象者とは別に支援の必要性について検討する視点が必要です。」

33	P57	第4章－3 成果指標（まとめ）	実際に何人の自立に繋がったかなど、支援の成果について目標ないし参考指標を掲げることはできないのか。 支援において、計画や人員確保といった支援体制の整備、支援に繋がりやすくする周知は重要であると考えるが、それらは支援の手段であって、その達成が主たる目的となることに違和感を覚える。 ５年という相応の長さを持つ計画であるため、手段のみが整備され、肝心の支援そのものから逸れていかないよう、支援そのものを指標化してはどうか。	本計画に関連する支援については、本来件数が少ないことが好ましい（例えばDVで言えば、DVを受ける人は減った方が良い）ことから、実数の目標値を掲げることは難しいかと考えています。そのため、「支援が必要な者のうち」という意味合いで、自立支援の成果指標など、割合で目標値を設定しております。 同じ理由で相談件数や保護件数なども目標値として設定するのであれば割合で設定する必要があるかと考えています。 御意見いただいた内容はその通りだと考えておりますので、この点については支援調整会議等を経て次回計画見直しのタイミングで成果指標として採用するか検討したいと考えています。
34	P65 P66 P67	第５章３ 支援調整会議(協議会)	①個別ケース検討会議について、「緊急時対応などにおいては会議の形式によらない」対応をとるのか。 ②個別ケース検討会議について、個人情報の取り扱いの規定が適用されるのか。 ③個別ケース検討会議に警察が入ることに強く賛成する。支援対象者の安全が脅かされるような緊迫度の高いケースに対して即座に対応するためには警察の関与が有効であると考える。是非堅持していただきたい。	①特にDV被害者で命の危険に直結するようなケースについて、関係機関を集めないと個人情報を上手く共有できずに支援に支障が生じるなどがないよにしたいと考えております。このような場合は、会議の形をとらなくとも個人情報の共有を行い迅速に支援に繋げていただきたいという趣旨となります。 ②法律に規定される個人情報の規定が適用されます。 ③御賛同ありがとうございます。特にDV被害者の支援などについては、警察との連携は重要と考えておりますので、個別ケース検討会議を上手く活用して支援に取り組んでいきたいと考えております。
35	P67	第５章３ 支援調整会議(協議会)	①個別ケース検討会議について、「利用者負担の軽減のためにも上手く活用」の意味が分からない。何をどう活用したいのか御説明いただきたい。また、より分かりやすい形に記載の変更を検討いただきたい。 ②個別ケース検討会議について、「※求めに応じて」の意味が分からない。誰が何を求めるのか、求めなければ開催しなくて良いのか、説明をいただきたい。また、より分かりやすい形に記載の変更を検討いただきたい。	①例えばDV被害者の場合で、市町村に相談に行き、保護命令の申立のために警察に案内され、一時保護が必要であると判断され一時保護所に行くケースなど、各機関において同じような説明を何度もすることがあると聞いています（当然全てのケースでこのような事態が起きているわけではないと考えますが）。個別ケース検討会議で関係機関が集まれば、その場で情報を共有し、前述したような支援対象者の負担が減るといったことを意図して記載しております。 御意見いただいたとおり、以下のとおり修正します。 【修正内容】 「関係機関が情報共有を行うことにより、支援対象者が何度も同じ説明を行うなどの負担を軽減することもできると考えられる。」 ②支援対象者から相談を受けた機関が求めることを想定しています。全ての相談において個別ケース検討会議を開催する必要はないと考えますので、求めがなければ開催はしないことを想定しています。また、女性相談支援センターの判断で開催することは可能としています。 御意見を踏まえて以下のとおり修正します。 【修正内容】 ※女性相談支援センターの判断 ※相談を受けた機関の要請

36	P65 P66 P67	第５章３ 支援調整会議(協議会)	緊急時などに個別ケース検討会議を会議の形式によらないで実施した場合に、速やかにその内容を関係機関で改めて確認し、協議・追認するよう義務づけてはどうか。 例えば一時保護での緊急対応などが想定されるが、速やかにその情報を関係者で共有することと、個別の団体・担当者の責任とならないように組織として追認すること。また、支援対象者のために必要な処置が全て行われることを緊急対応時に求めることは難しいことから、追加措置の必要性等について再協議する必要があると考える。	個別ケース検討会議の具体的な手法については、別途定める予定としております。いただいた御意見を参考にさせていただきます。
37	P63	第５章２－３ 関係機関との連携体制	「研修等を通じた日頃からの認識共有」を削除してはどうか。 各々の分野の専門家としての知見を活かし、支援活動及び支援の質の向上を図るためには、認識や考え方の過剰な共有は、多様な視点からの意見を失わせることに繋がり、却って支援活動そのものの柔軟性を損なうことになり得る。 既に本計画の共有と連携体制の構築により、支援の理念と目的等は共有されているため、それで十分ではないか。	支援調整会議には女性支援に関連のある様々な機関に参加いただく予定としておりますが、女性支援を専門としていない機関も多くなる予定です。御意見をいただいたとおり、そのことが多様な視点を引き出せる一因になるかと思いますが、年に1回程度は全体会議などの場を通して、女性支援のあり方や国の方針等を共有する場というのが必要と考えております。
38	P62	第５章２－２ 民間団体との連携	①民間団体の情報収集に際し、支援対象者や民間団体といった特定の情報源に偏ることなく、広く市民から情報収集することを望む。 ②「若年被害女性支援事業」における民間団体の適格性に関する通知を遵守することを望む。	①いただいた御意見を参考とさせていただきます。 ②いただいた御意見を参考とさせていただきます。
39	P28	第３章５ 計画の見直し・評価について	①基本計画の満了前に施策について行った評価結果を公表されることを支持する。 ②支援活動が多岐にわたることから、事業の評価は、事業全体ではなく、個別の活動に対して行い、PDCAの精度を高めるべき。	①御賛同ありがとうございます。P28に記載のとおり計画の運営期間の満了前に行った評価により得られた結果については公表する予定としております。 ②いただいた御意見を参考とさせていただきます。
40	P28	第３章５ 計画の見直し・評価について	本計画においては極めて広範に関わるものであることから、県民にとっても重要なものである。支援を円滑に進めるため、支援調整会議における毎年の評価についても、毎年公開することを望む。	評価をしっかり行っていく意味で、公開することは良いことだと思いますので、いただいた御意見については、今後検討させていただきます。
41	全体		例えば、東京都のモデル事業（若年被害女性支援事業）では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど、混乱を招き、国会においても代表質問での指摘や各種委員会での質疑が交わされている。このような混乱は支援対象者のためにも支援者のためにもならないため、混乱が生じないよう、行政においては情報公開を前広に行い、透明性の高い事業となるよう尽力していただきたい。	御意見いただきましたとおり、委託事業や補助事業の実施については、その事業の透明性を高くできるよう努めてまいります。
42	P31	第4章－１－基本目標Ｉ－重点目標1 困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知や自立して生活できる社会づくりのための教育啓発の推進	全ての取組において周知啓発が第一であると考えるが、県民にはなかなか届いていないのが実情である。 県民への周知の内容として「女性・子どもの人権を尊重する意識の醸成」「固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発」を入れていただきたい。 「相談しなかった理由」を見ても、男女共にまだまだ意識改革は進んでいないと思われる。自己責任論ではなく、社会の仕組み（家庭のあり方、女性が自立できない労働環境等）に目を向ける力をつけられるようお願いしたい。	具体的取組については関係課の行う取組となることから、当課の一存だけでは判断できない部分がございますが、いただいた御意見は支援調整会議等を通して各課に共有させていただきます。 ※例えば、「女性・子どもの人権を尊重する意識の醸成」についてはP32の④に記載のある人権出前講座でも補える等、現在記載の取組の中でもいただいたご意見を踏まえて各課に対応を検討していただくことは可能かと思います。

43	P34	第4章－1－基本目標Ⅱ－重点目標2人材育成・研修による相談体制の充実	実効性のある支援を行うためには相談員の拡充など、安定的な予算と人員配置が求められる。 専門相談員養成講座等が開催されているようだが、併せて行政の本気度が求められる。 相談担当職員のみでなく、職員全員への意識啓発を図ることで、支援対象者の掘り起こしや、窓口に繋がりやすい環境作りができるのではないか。 県の取組としては、市町村での支援格差が生じないような手立てを是非お願いしたい。	いただいた御意見を参考とさせていただきます。市町村での支援の格差につきましてはP2にも記載しているとおり、本県としても問題意識をもって取り組んでいきたいと考えております。
44	P24	第3章2（1）②関係機関の連携による充実した支援	アウトリーチを積極的に行う民間団体のネットワークはできているのか。また、連携とはどのようなことを指しているのか。	民間団体の取組については詳細に把握できていないのが現状です。今後、民間団体との連携を図る中で、取組状況の詳細を把握していきたいと考えています。 また、民間団体との連携については、個別ケース検討会議を通して支援方針を検討・共有し、行政と民間各々で強みを活かして支援を行っていきたいと考えております。
45	P31	第4章－1－基本目標Ⅰ－重点目標1－具体的取組1	具体的な配布先の工夫として、薬局のトイレに置くことや妊娠検査薬売場にカードを設置する。駅のトイレや深夜まで開いている店にはなどは既に設置しているのか。	具体的な設置場所については担当課で対応いただいている状況です。いただいた御意見は支援調整会議等を通して担当課にも繋ぎ、その他関係機関の意見もいただきなが検討できたらと考えています。
46	P55	第4章－1－基本目標Ⅳ－成果指標6	目標を100％にするのは良いと思うが、安全ではなくても金銭面の問題があり帰郷せざるをえない場合もあると考える。現在入所しやすいシェルターはいくつあるのか。もしくはシェルターを持つ民間団体を支える仕組みがあるのか。	番号44で回答したとおり、民間団体の取組状況については、今後詳細を把握していきたいと考えております。当然、現在把握しております民間シェルターもございますが、秘匿性が求められるケースを支援することもあるため、この場での提示は控えさせていただきます。必要に応じて支援を行う関係機関とは情報を共有していきたいと考えております。
47	P59	第5章－1－4民間団体等	同行支援ができる民間団体は県内のどれだけあるのか。	番号44で回答したとおり、民間団体の取組状況については、今後詳細を把握していきたいと考えております。